

一一、北海周邊ニ對スル軍政布告

昭一六、三、三

- 一、北海市、高德墟及其四圍地區ニ軍政ヲ布ク現地諸政ハ其轄下トス
- 二、地區内ニ於ル住民ノ社稷生命及利敵援蔣ニ關係ナキ財產ハ之ヲ保護ス
地區内ニ於ケル第三國人ノ生命及權益ハ之ヲ保護ス但シ敵性アルモノハ之ヲ保
障セズ

三、本軍政下ニ居住セントスルモノハ第三國人及支那側軍官公署ハ直接、一般住
民ハ夫々代表ヲ以テ軍政本部ニ届告スベシ

其證左トシテ支那側ハ各戸ニ防共青天白日旗ヲ掲揚スベシ

軍政下ニ居住スルモノハ皇軍ノ臨檢ニ際シ拒絶スルコトヲ得ズ

四、利敵物資又ハ其ノ疑アルモノハ之ヲ押收ス

五、左記各號ノ行爲ヲ禁ズ之ヲ犯ス者ハ各々下記ヲ以テ處斷ス

0289

- (一) 住民ノ住所外逃亡ヲ禁ズ犯スモノハ生命財産ノ安全ヲ保障セズ特ニ交通機關ヲ拉シテ逃亡セントスル者ハ極刑トス
- (二) 皇軍ニ反抗スル者ハ當事者ハ極刑トシ連繫者少クモ三十名ヲ死刑トス
- (三) 放火及物資焼却ヲ禁ズ犯ス者ハ極刑、其附近ニアル者及連繫者少クモ三十名ヲ死刑トス
- (四) 通敵匪ヲ隱匿シ又ハ遁逃セシムルコトヲ禁ズ犯ス者ハ元兇ヲ極刑、連繫者少クモ一〇名ヲ死刑トス
- (五) 外界ニ通信シ其他皇軍ノ行動ニ關シ他ニ通報スルコトヲ禁ズ犯ス者ハ極刑トス
- (六) 資材物件ヲ隱匿シ又ハ許可ナクシテ之ヲ他ノ名義ニ變更スルコトヲ禁ズ犯ス者ハ生命ヲ保障セズ又財産ヲ沒收ス共犯ハ同斷ヲ以テ罰ス
- (七) 第三國々權ヲ詐リ掲ゲ又ハ其ノ關係ヲ詐稱スル者ハ極刑トス違カニ其庇護下

ニカクレテ禁ヲ犯サントスル者モ亦同ジ之ヲ認ムル第三國人ノ生命及權益ハ之ヲ保障セズ

(八) 通貨ハ自今皇軍軍票トス但シ當分ノ間法幣ノ通用ヲ許ス法幣其ノ他ノ外貨ヲ所持スル者ハ本布告後十日以内ニ軍政署ニ交換ヲ申出ツベシ皇軍軍票ヲ拒ミ又ハ法幣ヲ隱匿スル者ハ生命財産ヲ保證セズ

(九) 禁ヲ犯ス者ニシテ情狀死ニ當ラザル者ハ百元以上ノ罰金ニ處シ或ハ之ニ相當ズル人質、物件ヲ提供セシム

六、左記各號ノ行爲ヲ獎ム之ヲ爲ス者ハ情ニ從ツテ之ヲ賞ス

- (一) 利敵行爲者ノ告發
- (二) 利敵資材物件ノ所在數量告知
- (三) 皇軍及軍政ニ對スル非違犯行又ハ其企圖ノ密告
- (四) 重要物件機關施設書類等ノ所在告知

0291

三一

(五) 其他禁制犯行者ノ密告

七、在來ノ通敵罪ト雖モ歸順スル者ハ之ヲ殺サズ

一一、中野順三氏慰靈祭弔文

昭一六、三、七

中野君今君が遭難の現地を訪れて、其の英靈を慰めて居るのは大日本皇國の同胞です。昭和十一年九月三日午後九時君がこの場所で遭難し絶命する際我れ等同胞と一眼でも會ひ一語でも語ることを熱望せられたに相違ない五年後の今日其の熱望が達せられたのだ併し中野君、君は今何處に居られるのか

私は、大命を奉じて去る昭和十六年三月三日此の北海を占領した中川兵團第五支隊長の高嶋大佐です此處に居並ぶ人々は私の部下將兵の外支隊の今次作戦に協力し今日の慰靈祭に参列して下さつた第二護衛艦隊艦長白石中佐以下海軍將校各位、各輸送船の船長外船内高級船員各位、新聞通信社特派員の各位等である。

0292